

「原発危険性司法が判断を」

関西電力大飯原発3、4号機の運転差し止め訴訟で、二〇一四年の一審・福井地裁判決で運転差し止めを命じた裁判長の樋口英明氏(66)が七日、原発訴訟に対する思いを本紙に語った。訴訟は今年七月、名古屋高裁金沢支部で住民側の逆転敗訴が確定。樋口元裁判長は「国の問題だから黙っておくわけにはいかない」と述べ、原子力規制委員会の判断とは別に、司法が自ら原発の危険性を見極めて判断すべきだとの考えを強調した。

差し止め判決を書くのに迷いはなかった。勇気ある判決と言われるが、こんな危険なものをおかす方がものすごい勇氣だ。判決理由の最初に書いたが、多数の人格権や生活基盤、命にかかわることは、危険や被害の大きさに見合った安全性は当たり前のことだ。

福井地裁で原発訴訟の審理に入る前は「あれだけの被害を及ぼすのだから、それなりに丈夫にできているだろう」と思っていた。だが、全く非

常識なくらい、弱い。住宅メーカは揺れの強さを示す単位に耐えられる家を建てている。大飯原発の想定は当時七〇〇ガルで、東京電力柏崎刈羽原発の三分の一ほど。根拠をただと「ここでは強い地震はきませんから」とのことだった。

つまり、唯一の根拠は「今後何十年の間には何ガル以上の地震は来ません」という予知。だが、一〇〇〇ガルを超える地震は国内で頻

発している。良識と理性があれば簡単に答えが出るはずだ。

福島第一原発事故前は、原子力行政への強い信頼があったが、事故後はゼロになった。事故を受けた新規制基準が合理的なのか、危険性に着目しないといけない。「合理的」という言葉を「じじつまが合っている」という意味で使っている人は多いが、専門家がやっているから合っているに決まっている。控訴審判決は「じじつまが合っている」といつだけで判断しているが、そつした発想では、司法が規制委の判断を権威づけるだけの役割になる。

もう二度と事故を起こさない内容になっているのか。それを厳しい目で見極め、合理性や科学の意味を自ら考えないといけない。「3・11」は戦後最大の出来事だったのだから、その前後で同じ姿勢では済まされない。国民を守れるか。それを判断するのは裁判所の最も大きな役割だ。

合理性、科学の意味考えて

ひぐち・ひであき 1952年、津市生まれ。83年に判事補任官。名古屋地裁や大阪高裁の判事などを経て2012、15年に福井地裁判事。17年8月、名古屋家裁判事を最後に定年退官した。



大飯差し止め命令樋口元裁判長インタビュー